

モデル安全衛生管理規程 (例)

制定 平成〇〇年 〇月 〇日

改訂 平成〇〇年 〇月 〇日

事業所名 〇〇〇運送株式会社 〇〇事業所

安全衛生管理規程作成にあたっての留意事項

この安全衛生管理規程の内容については、陸運事業者が自社の安全衛生管理体制を確保していく上で必要とされる各担当者の職務をはじめ安全衛生教育、資格を必要とする業務、作業基準、従業員の健康管理などをほぼ網羅的に記述してあります。

このため、実際の作成においては必ずしも必要でない記述もあると思われるので、活用にあたっては、自社における作業形態など実情を踏まえた上でそれに適合する形で作成して下さい。

第1章 総 則

(総 則)

- 第1条 この規程は、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的として定める。
- 2 この規程は、その目的を達成するため、安全衛生管理体制を明確にするるとともに、自主的かつ計画的な安全衛生管理活動について定める。
- 3 従業員の安全衛生に関する事項については、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及び陸上貨物運送事業労働災害防止規程に定めるもののほか、この規程による。

(遵守義務)

第2条 会社及び従業員は、この規程を守らなければならない。

(安全衛生管理の基本的な取組)

- 第3条 会社は、安全衛生管理を進めるにあたっては、事業場における労働災害発生のおそれのある危険性又は有害性等の低減を図るものとし、次の各号の取組をP D C Aサイクルとして継続的に行うものとする。
- ① 安全衛生に関するトップとしての方針の表明
 - ② 安全衛生目標の設定
 - ③ 安全衛生計画の作成(P l a n)
 - ④ 計画の実施(D o)
 - ⑤ 実施結果の評価(C h e c k)
 - ⑥ 評価に基づく計画の改善(A c t)
- 2 前項第3号の計画は、年間安全衛生計画として毎年度作成するものとする。
- 3 前項第3号の計画作成にあたっては、事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を反映するようにするものとする。
- 4 第1項各号の取組については、記録を行い3年間保存するものとする。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生推進者)

第4条 会社は、法令の定めるところにより安全衛生推進者を選任し、次に掲げる安全衛生に係わる業務を担当させる。

- ① 危険又は健康障害を防止するための措置
 - (1) 職場巡視による設備、作業方法等の危険及び衛生状態の把握並びに改善
 - (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び整備
 - (3) 労働衛生保護具、救急用具等の点検整備
 - (4) 発生した災害原因の調査及び再発防止対策の検討
 - (5) 作業手順等に関する貨物の積卸し場所における荷主等との連絡調整
 - (6) 安全に関する資料の作成、収集及び記録
 - (7) 疾病統計等衛生に関する資料の作成、収集及び記録
 - (8) 異常な事態における応急措置に関する事項
 - (9) 関係行政機関に対する安全衛生に係わる各種報告、届出等に関する事項
- ② 安全又は衛生のための教育の実施
 - (10) 作業の安全衛生に関する教育及び訓練
 - (11) 作業主任者、作業指揮者その他現場監督者に対する指導
- ③ 健康診断の実施その他健康の促進増進のための措置
 - (12) 健康診断の実施並びに健康教育及び健康相談その他健康の保持増進のための措置に関する事項
 - (13) 健康に異常のある者の把握及び処置
- ④ その他
 - (14) 安全衛生に関する方針の表明に関する事
 - (15) リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
 - (16) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事
 - (17) その他の労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関する事

(氏名の周知)

第5条 会社は、安全衛生推進者を選任したときは、その氏名を作業場の見やすい場所に掲示し、関係従業員に周知する。

(交通労働災害防止担当管理者)

第6条 会社は、交通労働災害防止を担当する管理者を選任し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定められた事項の実施に関する職務を行わせる。

2 交通労働災害防止担当管理者には、その職務を行うために必要な教育を実施する。

(作業主任者)

第7条 会社は、次の作業を行わせるときは、当該作業に係わる技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、当該作業に従事する作業員の指揮等災害の防止に必要な職務を行わせる。

- (1) はい作業(高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業)：はい作業主任者
- (2) シアン化水素、臭化メチル、ホルムアルデヒド等の特定化学物質を使用する燻蒸作業：特定化学物質作業主任者
- (3) 次の酸素欠乏危険場所における作業：酸素欠乏危険作業主任者
 - イ くず鉄、原木など空気中の酸素を吸収する物質を入れてある貯蔵施設
 - ロ 穀物、飼料の貯蔵等に使用している倉庫の内部
 - ハ ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍を行っている冷蔵庫、保冷貨物自動車等

(氏名等の周知)

第8条 会社は、作業主任者を指名したときは、氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係従業員に周知する。

(作業指揮者)

- 第9条 会社は、車両系荷役運搬機械等(フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリア、機内運搬車、貨物自動車)を用いて作業を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせる。
- 2 会社は、100 キログラム以上の荷を貨物自動車に積卸しする作業を行うときは、「積卸し作業指揮者」を定め、その者に次の作業を行わせる。
- (1) 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること
 - (2) 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと
 - (3) 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと
 - (4) ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること
 - (5) 最大積載量5トン以上の貨物自動車への積卸し作業を行う場合に設けられている床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降する設備及び保護帽の使用状況を監視すること
- 3 会社は、危険物(爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物及び可燃性のガスをいう。)を取り扱う作業を行うときは、「危険物作業指揮者」を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、次の事項を行わせる。
- (1) 危険物を取り扱う設備及び当該設備の付属設備について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること
 - (2) 危険物を取り扱う設備及び当該設備の付属設備がある場所における温度、湿度、遮光、及び換気の状態等について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること
 - (4) 前各号の規定によりとった措置について、記録しておくこと
- 4 会社は作業指揮者に必要な教育を行う。
- 5 従業員は、作業指揮者の指示に従わなければならない。

(安全衛生委員会)

第10条 会社は、安全衛生に関する事項を審議させるために安全衛生委員会を設け、毎月1回以上開催する。

2 安全衛生委員会では、次の事項を審議するものとする。

(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するため基本となるべき対策に関する事。

(2) 労働災害(交通労働災害を含む。)の原因及び再発防止対策に関する事。

(3) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。

(4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。

(5) リスクアセスメントの実施に及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。

(6) 安全衛生教育の実施計画の作成に関する事。

(7) その他労働者の危険の防止、健康障害の防止、健康の保持増進に関する重要事項。

3 前項の議事の概要については、作業場の見やすい場所に掲示するなどにより、従業員に周知するものとする。

(安全衛生計画)

第11条 会社は、安全衛生管理を計画的、組織的に実施するために毎年度、次の事項を含む安全衛生計画を作成し、安全衛生委員会の審議を経て決定する。

なお、安全衛生計画には、次の事項を記載するものとする。

(1) 安全衛生方針

(2) 安全衛生目標

(3) リスクアセスメントを通じて特定された危険・有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項に関する事

(4) 日常的な安全衛生活動の実施に関する事

(5) 安全衛生教育の実施に関する事

(6) 健康診断の実施等の健康管理に関する事

(7) 第3号、第4及び第5号についての実施時期

2 会社は、安全衛生目標の達成状況について定期的に点検(評価)を行い、必要により計画の変更・改善を行う。

3 会社は、点検結果を次回安全衛生計画の作成に反映させる。

4 上記第1項から第3項までの計画の作成、変更、改善等及びそれに基づく、計画の実施については、経営責任者の指示のもと、安全衛生推進者が中心となって行う。

第3章 安全衛生教育

(教育の種類)

第12条 会社は、次に示す安全衛生教育(特別教育については別に定める)を行い、作業を安全に実施するための知識と技能の向上を図り、安全衛生意識の高揚に努める。

- (1) 作業者を雇い入れたときの教育
- (2) 作業内容を変更したときの教育
- (3) 危険有害業務従事者安全衛生教育
- (4) 安全衛生業務従事者能力向上教育
- (5) 作業指揮者等教育
- (6) 交通労働災害防止担当管理者教育
- (7) 自動車運転業務従事者の安全衛生教育
- (8) 腰痛予防対象作業管理教育
- (9) 腰部に著しい負担のかかる作業(貨物自動車運転、重量物取扱い)に従事する者の労働衛生教育
- (10) リスクアセスメントに関する教育

(特別教育)

第13条 会社は、従業員を次の業務に就かせるときは、当該業務に係わる特別教育を実施する。

- (1) 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
- (2) 最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
- (3) つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転の業務
- (4) つり上げ荷重が5トン未満のデリック運転の業務
- (5) つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させるを除く)の業務
- (6) つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ運転の業務
- (7) つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務
- (8) 第7条(3)に定める酸素欠乏危険作業
- (9) 自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてダイヤに空気を充てんする業務

(安全衛生教育計画)

第 14 条 会社は、第 11 条各号及び前条の安全衛生教育について、次の各号に掲げる事項を定めた計画を作成するものとする。

- (1)教育対象
- (2)教育実施の時期
- (3)教育内容
- (4)教育方法

2 前項の計画の作成及び実施については安全衛生推進者が中心となつて行う。

(教育の実施)

第 15 条 この章に定める安全衛生教育は、会社自ら実施するほか、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が行う教育又は講習をもつて充足させるものとする。

(従業員の参加)

第 16 条 従業員は、会社が実施する各種の安全衛生教育に積極的に参加し、知識と技能を身につけ、労働災害防止に努めなければならない。

第4章 資格を必要とする業務

(免許)

第17条 会社は、次の表の左欄に掲げる業務に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる免許を有するものを就業させる。

業務	免許の種類
(1) つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)運転の業務	クレーン・デリック運転士免許又はクレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)
(2) つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	移動式クレーン運転士免許
(3) つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許
(4) 床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン(以下「床上運転式クレーン」という。)で、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許、クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)又はクレーン・デリック運転士免許(床上運転式クレーン限定)

(技能講習)

第18条 会社は、次の表の左欄に掲げる業務に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる技能講習を修了した者を就業させる。

業務	技能講習
(1) 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)業務	フォークリフト運転技能講習
(2) 最大荷重1トンのショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)	ショベルローダー等運転技能講習
(3) 最大荷重1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	不整地運搬車運転技能講習
(4) つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	小型移動式クレーン運転技能講習
(5) 床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン(以下「床上操作式クレーン」という。)で、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務	床上操作式クレーン運転技能講習

(6) つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務	玉掛け技能講習
(7) はい作業主任者の業務	はい作業主任者技能講習
(8) その他法定の技能講習修了者が従事している業務	その他法定の技能講習

第5章 作業基準

(作業計画)

第19条 会社は、フォークリフト、貨物自動車等の車両系荷役運搬機械等を使用して作業を行うときは、あらかじめ、作業場の広さ及び地形、使用する車両系荷役機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業するものとする。

2 前項の作業計画には当該車両系荷役運搬機械等の運行経路並びに作業方法、作業時間を示すものとする。

3 作業計画に示されている事項は、従業員等に周知する。

(制限速度)

第20条 会社は、車両系荷役運搬機械等（最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。）を使用して作業を行うときは、あらかじめ、適正な速度を定め、それにより作業を行わせる。

(合図者)

第21条 会社は、従業員に共同作業を行わせるときは、合図者を定めて作業を行わせる。

(服装)

第22条 従業員は、定められている作業服を着用し、かつ、清潔な服装に心掛けるものとする。

(保護帽の着用)

第23条 従業員は、会社が着用を定める作業について、保護帽、安全靴、手袋等の保護具を着用しなければならない。

2 保護帽は、墜落時保護用を着用する。

(荷役作業時における墜落・転落防止設備)

第24条 会社は、荷役作業時の墜落・転落災害防止をするため、作業に適した足場等の設備を配置するように努めるものとする。

(整理・整頓)

第25条 従業員は、事務所、詰所、作業所、倉庫、車庫、車両及び通路等の整理・整頓・清潔・清掃に努めなければならない。

(作業場内の通路及び床面)

第26条 会社は、作業場内の通路及び床面について安全を確保するために次の状態を保持する。

- (1) つまづき、滑り、踏抜き等の危険のない状態とし、かつ、通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かない。
- (2) 作業に十分な程度の採光又は照明を確保する。
- (3) コンベヤー等の機会間の間隔又はこれらと他の設備との間の通路幅を80センチメートル以上とする。

(安全作業マニュアル)

第27条 会社は、危険度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成して安全作業の徹底を図る。

- 2 会社は、取り扱う荷の形状、重量、寸法等に変更が生じたとき及び使用する荷役運搬機械等に変更が生じたとき並びに定期的に、安全作業マニュアルの見直しを行う。
- 3 安全作業マニュアルの作成及び見直しを行うときは、リスクアセスメントを行うものとする。
- 4 従業員は、安全作業マニュアルを遵守して作業を行う。

(作業開始前点検等)

第28条 従業員は、次の機械器具を使用して作業するときは、作業を開始する前に定められた点検基準に基づき異常の有無を点検する。

- (1) 車両系荷役運搬機械等
 - (2) クレーン、移動式クレーン及びデリックで、つり上げ荷重が0.5トン以上のもの(以下「クレーン等」という。)
 - (3) コンベヤー
 - (4) 玉掛用具
 - (5) 手車、手押者及びコロ等
 - (6) 繊維ロープ、ワイヤーロープ等荷掛け用具及びロープ掛け金具
 - (7) フレキシブルコンテナのつりロープ又はつりベルト(以下「つりロープ等」という。)
 - (8) 手かぎ、とび等の補助具
- 2 異常のあるときは直ちに作業指揮者等に連絡し指示を受ける。
 - 3 異常を認めたときは、補修し、又は適切なものと取り換えた後で無ければ使用させてはならない。

(日常点検整備)

第 29 条 従業員は、業務上で自動車の運転をするときは、運転開始前に定められた点検基準に基づき異常の有無を点検する。

- 2 異常のあるときは直ちに運行管理者、整備管理者等に連絡し指示を受ける。
- 3 異常を認めたときは、補修し、又は適切なものと取り換えた後でなければ使用させてはならない

(定期自主検査)

第 30 条 会社は、次に掲げる荷役運搬機械等については、1 年を超えない期間ごと及び 1 月を超えない期間ごとに 1 回、それぞれ定期自主検査を行い、その記録を 3 年間保存する。

- (1) フォークリフト
 - (2) ショベルローダー又はフォークローダー(以下「ショベルローダー等」という。)
 - (3) クレーン等
- 2 フォークリフトに係る 1 年を超えない期間ごとに行う自主検査は、「特定自主検査」と称し、法令で定められた資格を有する者に行わせる。
 - 3 異常を認めたときは、補修し、又は適切なものと取り換えた後でなければ使用させてはならない。

(危険物及び有害物の荷役運搬作業)

第 31 条 会社は、危険物(爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス)及び有害物(有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質予防規則及び石綿障害予防規則に規定する物質その他重大な健康障害を生ずるおそれのある物をいう。以下同じ。)の荷役運搬作業を行うときは、次の事項を行う。

- (1) 荷の種類、性状等を確認し、これに適した作業方法を従業員に指示する。また当該物質の危険性又は有害性を周知する。
- (2) 作業開始前に荷の状態を点検し、危険物又は有害物の漏えい又は発散のおそれのないことを確認する。
- (3) 危険物取扱いの有資格者等の危険物又は有害物の取扱いに習熟した従業員を配置する。
- (4) 危険物の荷は、火気、その他点火源となるおそれのあるものを接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃をあたえない。
- (5) 荷の容器又は包装が破損しないよう作業を慎重に行う。
- (6) 作業中に荷の容器又は包装が破損し、危険物又は有害物が漏えいし、発散し又は爆発した場合等の措置を定め、従業員に周知する。
- (7) 危険物を注入又は収納する設備を使用する場合には、静電気による爆発又は火災防止のための除電装置の使用等により静電気を除去する装置を講ずる。
- (8) 有害物による健康障害のおそれのあるときは、必要な保護具等を備付け、従業員に使用させる。

2 会社は荷役運搬作業を行っている場所に近接して危険物の荷が置かれているときは、当該荷に点火源となるものを接近させ、又は当該荷に従業員が接触しないよう慎重に作業を行う。

(酸素欠乏危険場所の作業)

第 32 条 会社は、酸素欠乏危険場所において荷の取扱い作業を行うときは、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業の方法を決定し従業員を指揮させる。

2 酸素欠乏危険作業に係わる業務を行う従業員には、酸素欠乏危険作業特別教育を行う。

(異常時の措置)

第 33 条 会社は、はい崩れ、危険有害物の漏えい、酸素欠乏等による労働災害発生の危険があるときは直ちに作業を中止し、従業員を安全な場所に待避させる等必要な措置を講ずる。

(火気の取扱い)

第 34 条 従業員は、決められた場所以外では火気を使用してはならない。

(執務不能の申し出)

第 35 条 従業員は、心身の異常又は疲労等により執務に耐えられないときは、直ちに所属長に申し出なければならない。

第6章 健康管理等

(健康診断)

第36条 会社は、従業員を雇い入れる際の健康診断、1年以内ごとに1回の定期健康診断及び必要と認めた際に実施する臨時健康診断を行う。また、深夜業を含む業務に常時従事する者に対し、業務配置の際及び6ヶ月以内ごとに1回の定期健康診断を実施する。

(従業員の受診義務)

第37条 従業員は、前条の健康診断を受診しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第38条 会社は、健康診断の結果について従業員に通知する。特に健康の保持に努める必要があると認められた者については、保健指導を行う。保健指導を受けた従業員は自らの健康の保持に努めなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第39条 会社は、健康診断等の結果に基づき医師の意見を聴き、必要ある時は当該従業員の健康を保持するための措置を講じる。

(面接指導)

第40条 会社は、法令の定めるところにより、長時間労働者等に対して、医師による面接指導を行う。

(過労運転等の防止)

第41条 会社は、過労運転等の過重労働による健康障害の防止のために、次の事項に留意する。

- (1) 健康診断と事後措置の確実な実施
- (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導等と事後措置の実施
- (3) 時間外・休日労働時間の削減

(腰痛予防)

第42条 会社は、厚生労働省が示した「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月)に基づき腰痛予防対策を実施する。

(健康の保持増進)

第43条 会社は、従業員の健康の保持増進を図るために、運動指導、保健指導等を実施するよう努める。

(快適職場)

第 44 条 会社は、作業環境を快適に維持管理し、作業方法を改善し、従業員の疲労回復のための施設を設置する等の措置を講じるよう努める。

第7章 災害発生時の措置

(被災者の救護)

第45条 災害が発生したときは、現認者及び周囲に居合わせた者は、直ちに被災者の救護を最優先して行い、被災者の所属長に通報しなければならない。

(施設・貨物等の事故)

第46条 事故が発生したときは、現認者は直ちに所属長に通報し、事後の措置について指示を受けなければならない。

(被災者報告)

第47条 被災者の所属長は、直ちに状況を安全衛生推進者に報告しなければならない。

2 安全衛生推進者は、直ちに事業場の上司に報告しなければならない。

3 被災者の生命に関わるような災害については、安全衛生推進者が直ちに所轄労働基準監督署と所轄警察署へ通報しなければならない。

(被災現場の保存)

第48条 事後調査を適切に行うため、安全衛生推進者の指示があるまで災害現場を保存しなければならない。

(災害調査と再発防止)

第49条 安全衛生推進者は、自らが中心となって、すみやかに災害調査を行い、災害報告書を作成しなければならない。

2 法定の書類の作成、届出は、安全衛生推進者が行う。

3 会社は、安全衛生委員会をすみやかに開催し、災害報告書に基づく審議を経て、再発防止対策等を決定するとともに、再発防止対策等について所轄警察署に報告しなければならない。

4 会社は、災害原因の調査結果を次回安全衛生計画の作成の際に反映させるものとする。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第50条 安全衛生活動の推進の一環として、安全衛生表彰制度を設ける。なお、表彰規程は別途定める。

(懲戒)

第51条 本規程に定める基準等を遵守しないことにより、重大な事故や、災害を発生させたときは、就業規則に則り懲戒に処することがある。

付 則

(施行時期)

この規程は、平成●●年●●月●●日より施行する。